

令和 8 年度

山梨県職員（一般任期付職員）選考採用試験案内

山梨県では、デザイン思考を活用した政策形成などにより、社会課題の解決やイノベーションの創出を図るとともに、アートと結びついた洗練されたデザインを生み出す支援として、美術館に附属する全国初の総合型デザインセンターを、令和 6 年 1 1 月に県庁防災新館に整備しました。

本センターはデザイン思考を県内に波及させていくハブとなり、デザインの力で各産業の高付加価値化を推進するとともに、地域の活性化や社会課題の解決を図っていくことを目的としています。

これらの取り組みを進めていくため、次のとおり任期付職員の募集を行います。

受付期間 令和 8 年 9 月 2 5 日（金）～ 令和 8 年 1 1 月 6 日（金）

1 試験職種及び採用予定人員等

試験職種	採用予定人員	勤務場所	任 期
学芸員 (デザイン)	1 名	山梨県立美術館附属デザインセンター (山梨県立美術館デザイン課) 山梨県庁防災新館 2 階	令和 9 年 4 月 1 日から 令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで (3 年間)

2 職務内容

これまでの職務経験等を活かし、主に次のような事業の企画、調整、実施、運営等の業務に従事します。

- (1) デザイン展開催…セレクション展や企画展の企画、開催
- (2) 地域デザイン推進事業…地域資源や産業、技術、人材を結び付け、新たな活用方法を見出し、地域活性化を図る。
- (3) 大学との商品開発事業…多摩美術大学と連携し、企業の商品開発を支援
- (4) デザインリテラシー向上事業…児童・生徒向けワークショップの企画・開催、教育プログラムの開発
- (5) ネットワーク形成・コミュニティ創出…デザイナー等のネットワークを構築し、(1)～(4)へ活用。

定期的な学びの機会により新たなコミュニティを創出する。

3 求められる資質

- (1) 本県デザイン施策等の企画・立案ができる能力を有すること
- (2) ネットワーク形成やコミュニティ創出に必要な高いコミュニケーション能力を有すること
- (3) 行政に求められる公平性にも留意した適切なバランス感覚を有すること

4 受験資格

- (1) 次の①及び②の要件を満たしている者が受験できます。

- ① 学芸員の資格を有する者又は令和 9 年 3 月 3 1 日までに資格を有することとなる者
- ② 令和 8 年 8 月 3 1 日現在、民間企業等においてデザインに関する 5 年以上の実務経験を有する者、又は美術館等の博物館施設において資料の収集、展示及び調査研究等に関する 5 年以上の実務経験を有する者(合算可)

※「美術館等の博物館施設」における実務経験については、デザインに関する業務への従事経験があることが望ましい。

※「実務経験」には、休暇・休業・休職等のため1か月以上継続して勤務しなかった期間（産前産後休暇を除く。）は含みません。

(2) 次のいずれかに該当する者は受験できません。

地方公務員法第16条に該当する者

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 試験の方法

区分	時期	内容
第1次選考 (書類選考)	令和8年11月下旬	提出された書類に基づき、資格要件、経歴、小論文の内容について審査します。
第2次選考 (人物考査)	令和8年12月下旬	公務員として職務遂行に必要な素質及び適性について個別面接を行います。

※第2次選考は、第1次選考の合格者が対象となります。日時及び場所は、別途連絡します。

6 受験手続等

(1) 受験手続等

受付期間		令和8年9月25日（金）から令和8年11月6日（金）まで
申込書類		次の書類について申込先まで直接持参するか、又は郵送してください。 ① 山梨県職員（一般任期付職員）選考採用試験申込書（様式第1号） ② 履歴書（様式第2号） ※履歴書には、申込前6か月以内に撮影した写真（タテ4cm×ヨコ3cm、上半身脱帽、正面向きのもの）を貼り付けてください。 ③ 小論文（様式第3号） ※（2）を参照してください。 ④ 職務経歴書（様式第4号） ⑤ 最終学校等の卒業証明書及び成績証明書 ⑥ 学芸員資格の取得を証明する書類（資格取得見込みの方はそれを証明する書類） 博物館法第5条第1項第1号の場合は当該単位取得証明書でも可 様式第1号から様式第4号については、下記 URL からダウンロードして下さい。 https://www.pref.yamanashi.jp/bunka/2026designsaiyo2.html
申込方法	持参の場合	令和8年9月25日（金）から令和8年11月6日（金）まで 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。
	郵送の場合	封筒の表に「選考試験」と朱書きし、必ず書留郵便としてください。 令和8年11月6日（金）までの消印のあるものに限り受け付けます。

申込先、問合せ先	山梨県 観光文化・スポーツ部 文化振興・文化財課 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1（山梨県庁防災新館3階） 電話 055-223-1790
----------	---

（２）小論文

① テーマ 「デザインリテラシー向上のための取り組みについて」

児童や生徒のデザインリテラシー向上に向けて、どのようなワークショップが効果的であると考え
るか、また自身の経験や知識などを活かして、どのような教育プログラムが開発できるのか、
2,000字以内で論述してください。

② ダウンロードした様式に記入し提出してください。記入は、横書きとし、パソコン等による入力、自
筆いずれでも構いません。様式には小論文のテーマは書かず、1行目から記述してください。

7 合格発表

区分	時期	内容
第1次選考 (書類選考)	令和8年12月中旬	選考結果を申込者全員に書面で郵送により通知します。
第2次選考 (人物考査)	令和9年1月上旬	選考結果を受験者全員に書面で郵送により通知します。

※ 第2次選考結果を通知した後、職務経験期間等の確認のため、職歴証明書を提出していただきます。
なお、職歴証明書は、勤務期間及び実務経験期間の始期及び終期、1か月以上の休職等の有無と期間
について、在職していた法人等から証明を受けたものとし、その提出がない場合は、採用される資格
を失います。

8 選考結果の提供

選考結果は、山梨県個人情報の保護に関する法律施行条例第19条の規定により、簡易な手続による
保有個人情報の提供の申出をすることができます。電話、はがき等による申出では提供できません。

提供の申出をする場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類（マイナンバーカード、
運転免許証、旅券、写真付きの証明書等）を持参の上、提供期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く日
の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に直接提供場所へお越しください。

区分	申出できる者	提供内容	提供期間	提供場所
第1次 選考	不合格者	総合ランク	各選考の結果の通 知日から1月間	山梨県観光文化・スポー ツ部文化振興・文化財課 (県庁防災新館3階) 山梨県甲府市丸の内 1-6-1
第2次 選考	受験者	総合得点及び順位		

9 給料

給料は、山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づき、採用者の経
歴等を勘案の上、決定します。また、通勤手当、期末手当等の諸手当が支給要件に応じ支給されます。
また、県外から採用に伴い引っ越してくる場合は、空きがあれば県宿舍への入居が可能です。

10 服務等

勤務時間、休暇、服務、分限等については、任期の定めのない一般職員と同じです。

任期付職員は、常勤の一般職の地方公務員であり、秘密を守る義務、営利企業等への従事等の制限など地方公務員の服務に関する規定が適用されます。

1 1 その他

- (1) 試験当日、受付に遅れた者は受験できません。ただし、公共交通機関の不通・遅れなどやむを得ない事由がある場合には、遅延証明書の提出など事実を確認した上で受験を認める場合があります。
- (2) この選考試験の実施に際し収集する個人情報とは、この選考試験のために必要な範囲でのみ使用します。
- (3) 地震、台風等の災害等により、やむを得ず選考試験の日程を変更するなど、選考試験に関して緊急のお知らせがある場合には、文化振興・文化財課のホームページでお知らせします。

文化振興・文化財課 <https://www.pref.yamanashi.jp/bunka/index.html>

- (4) 令和8年12月25日に施行の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、こどもと接する業務の従事者については、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）、こども性暴力防止法に基づき、当該業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用までの間に、書面等により特定性犯罪事実該当者であるか否かを確認することがあります。なお、この結果、該当者であることが判明した場合は、当該業務に従事することができませんので、あらかじめご了承ください。

※ 「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容については、こども性暴力防止法第2条第7項及び第8項を参照してください。